

小規模契約希望者登録制度の手引き

(令和6・7年度申請)

1 小規模契約希望者登録制度について(平成20年度より開始)

この制度は、新城市の入札参加資格審査を受けていない市内事業者(法人・個人)で、「少額で内容が軽易な契約」(以下「小規模契約」という。)の受注を希望する方を登録する制度です。

市内事業者の受注機会の拡大を図り、市内経済の活性化、市内事業者の育成に寄与することを目的としています。

2 小規模契約の定義について

この制度における小規模契約とは、1つの案件が50万円未満(税込)の工事・コンサル・委託業務や10万円以下(税込)の物品購入・印刷製本業務(単価契約案件を含む)が対象となります。

新城市の単価契約には2つの契約形態(1)があり、総価単価契約で行う案件については、1つの案件で想定する予定数量に係る金額(税込)で判断されます。

1 単価契約の形態

基本単価契約・・・「単価」を契約の主目的とし、期間を区切ってその供給を受けた実績数量により単価を乗じて得た金額の対価を支払う契約

総価単価契約・・・期間中に想定する予定数量を定め、その数量に基づき一定期間継続する単価を決定し、実績数量を乗じて対価を支払う契約

3 登録の要件について

この制度に登録できる方は次の要件をすべて満たす方です。なお、精神の機能の障害により小規模契約を適正かつ確実に実施するために必要な認知及び判断、意思疎通が適切に行えない者並びに破産手続開始を受けて復権を得ない者は登録できません。

- (1) 主たる事業所(本社、本店)の所在地が新城市内であること
- (2) 新城市競争入札参加資格者登録名簿に登録されていない方
- (3) 希望業種を履行する際に資格又は許可等を必要とする場合はその資格又は免許等を有する方
- (4) 国税及び愛知県税、新城市税を滞納していない方
- (5) 「新城市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」(平成23年3月31日付け新城市長・愛知県新城警察署長締結)に基づく排除措置を受けていない方
- (6) 新城市が申請事業者の市税納税状況を確認することに同意いただける方

4 登録の有効期間、取扱いについて

【定時申請】

- ・受付 令和6年1月4日 から 令和6年2月15日まで
- ・有効期間 令和6年4月1日 から 令和8年3月31日まで

【随時申請】(令和6年4月1日以降の登録について)

- ・受付 令和6年4月1日 から 平成8年3月31日まで
- ・有効期間 審査終了日 から 令和8年3月31日まで

【登録者の取扱い】

- (1) 小規模契約希望者に登録された方の名簿は、市役所閲覧台等で公開しますので、あらかじめご了承ください。
- (2) 申請書等関係書類については、入札制度等の公平性・透明性の向上の観点から、一部を公開する場合がありますのであらかじめご了承ください。

裏面へ続く

5 申請方法について 申請書は、必ず持参して下さい(郵送不可)

- ・申請書提出(受付)場所
申請書に必要な書類を添えて総務部財政課へ提出して下さい。
- ・申請書配布場所
新城市ホームページ「小規模契約希望者登録制度」内からダウンロードをして下さい。
(財政課、鳳来総合支所、作手総合支所においても配布を行っております。)

6 登録に必要な書類について

(下記 No. 3 から No. 6 の書類でコピー可のものは、申請書提出日から起算し3か月以内のものに限り有効です。)

No	必要な書類及び説明	
1	小規模契約希望者登録申請書(様式第1号)	原本
2	業務分類一覧(様式第1号別紙) 登録する一覧のみの提出で可	原本
3	【法人の方】登記事項証明書 法務局発行 【個人の方】身分(身元)証明書 本籍地発行	コピー可
4	ア 国税 本店所在地を管轄する税務署(新城税務署)で発行 【法人の方】納税証明書「その3の3」法人税、消費税及び地方消費税 【個人の方】納税証明書「その3の2」申告所得税、消費税及び地方消費税	コピー可
	イ 愛知県税 本店所在地を管轄する県税事務所(新城設楽振興事務所含む)で発行 【法人の方】 愛知県県税事務所が発行した納税証明書(法人県民税、法人事業税(特別法人事業税及び地方法人特別税を含む)及び自動車税種別割) 【個人の方】 愛知県県税事務所が発行した納税証明書(個人事業税及び自動車税種別割)	
	ウ 上記ア、イ及び市税について納税義務がない方は、該当する項目についての「税の納税義務がないことの申出書」 新城市で定めた書式	原本
5	【個人の方で上記3、4の書類に記載の本籍、住所(所在地)で事業所所在地が特定できない場合、下記記載の書類のご提出をお願いします。】 事業所の所在地が市内にあると判断できる書類(個人のみ) 所在地が判断できる書類(住宅地図等)	コピー可
6	希望業種を履行する際に資格又は許可等を必要とする場合は、その資格又は免許等の証明書の写し	コピー可

7 小規模希望者登録制度と入札参加資格申請の違い

No	項目	小規模契約希望者登録制度	入札参加資格申請 (あいち電子調達共同システム 物品等またはCALS/ECによる申請)
1	主たる事業所所在地	新城市にあることが必須	制限なし
2	主な提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書(書面で申請) ・希望する業務分類一覧(書面で申請) ・【法人の方】登記事項証明書 ・【個人の方】身分(身元)証明書 ・国税、県税に関する書類 	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書(電子申請) ・希望する業務分類一覧(電子申請) ・【法人の方】登記事項証明書 ・【個人の方】身分(身元)証明書 ・国税、県税に関する書類
3	パソコン等の機器類 (ICカード含む)	パソコン等が必要です。 (電子メールで依頼通知をします。)	パソコン等が必要です。更に 【工事・コンサル・委託業務】 ICカードが必要です。 【物品購入・印刷製本業務】 80万円を超える案件については ICカードが必要です。 (あいち電子調達共同システムにより 依頼通知をします。)
4	参加可能な案件	1案件あたり、 【工事・コンサル・委託業務】 50万円未満(税込み)の案件まで 【物品購入・印刷製本業務】 10万円以下(税込み)の案件まで	1案件あたりの金額制限なし
5	定時申請のサイクル	2年度毎(令和6年度、7年度)	同左
6	申請可能な自治体	新城市のみ	登録を希望する自治体

(注意) 登録したことで、案件依頼及び契約が保証されるということではありません。

8 登録の変更について 変更届は、必ず持参して下さい(郵送不可)

令和6年4月1日以降に登録してある内容について変更が生じた場合は、速やかに小規模契約希望者登録変更届を受付場所へ提出して下さい。

9 登録の抹消について 抹消届は、必ず持参して下さい(郵送不可)

令和6年4月1日以降に新城市小規模契約希望者登録申請要領第7条に記載の内容に該当した場合は、速やかに小規模契約希望者登録抹消届を受付場所へ提出して下さい。

問合せ先：新城市役所 総務部 財政課
電話 0536-23-7616
ファックス 0536-23-2002
メール keiyaku@city.shinshiro.lg.jp